株式会社イー・オータマ

別紙第１号

証明等の業務の申込に係る提出書類及び資料

	必要な書類および資料	技適	認証	詳細
1.	技術基準適合証明等 申込同意書	〇	〇	申請を申込みの際は必ず記入捺印の上、提出
2.	技術基準適合証明申込書	〇		技術基準適合証明（技適）申込み際に使用
3.	工事設計認証申込書		〇	特定無線設備の工事設計の認証（認証）申込みの際に使用
4.	変更内容説明書	△	△	既に技術基準適合証明を取得した部分との相違点 （新規申請の場合は不要です）
5.	工事設計書	〇	〇	証明規則別表第二号に係る様式及び書類並びに資料、工事設計の内容を説明する為に必要となる資料及び事項を記載したもの。
6.	確認方法書		〇	証明規則別表第四号に揚げられた事項の全てに適合していることを証明するもの。
7.	取扱説明書	〇	〇	操作マニュアル等、操作およびその保守方法を記載したもの。
8.	図面・写真等	〇	〇	特定無線設備を提出しない場合であって、その外観（寸法を記したもの）及び部品の配置を示したもの。認証の場合は、認証の表示についてその方法及び寸法を記載したもの。
9.	特性試験結果報告書	△※	△※	特定無線設備を提出しない場合であって、証明規則第七条第三項第二号又は同第十五条第三項第二号で規定する内容が記載されているもの。
10.	申請設備			9.を提出する際は、原則提出不要
11.	その他	△	△	審査の過程で参考となる事項を記載した資料

〇 ： 必要

△ ： 審査の内容、経過によっては必要な場合有り

△※: いずれか選択可能

別紙第２号

技術基準適合証明等申込同意書

株式会社イー･オータマを「当社」、電波法第三十八条の六に規定する技術基準適合証明もしくは電波法第三十八条の二十四に規定する特定無線設備の工事設計についての認証（以下「証明等」とする。）の申込者を「申請者」として、当社と申請者とは以下の約定により証明等の業務の申込に関し同意する。

第１条(適用)

本同意書は、申請者が当社に証明等の申込を行うことにより、当社が申請者に対して提供する証明業務に適用するものとする。

第2条(本同意書の有効期限)

本同意書の有効期限は、申請者が本同意書に押印または署名をおこなった日から証明書を発行した日までとする。 ただし、本同意書第7条に定める秘密保持に関しては、別途定めるものとする。また、第8条に定める責任制限に関しては、本条の有効期限を適用しないものとする。

第3条(技術基準適合証明申込書もしくは工事設計認証申込書)

1 本同意書と同時に申請者が提出する技術基準適合証明申込書もしくは工事設計認証申込書(以下「申込書」という)は、申込を行う特定無線設備毎に申請者が当社に提出するものとし、申込の全てに対して申請者が責任を負うものとする。

2 申請者が申込書に記載した事項に変更が生じた場合は、遅滞なく当社に届出るものとする。

第4条(技術基準適合証明等申込書類)

1. 申請者が申込書と同時に当社に提出する技術基準適合証明等申込書類(以下「申込書類」 という) の記載事項の真偽については、申請者が全ての責任を負うものとする。
2. 申請者が提出した申込書類に関し、当社が証明等を行うには不十分と判断した場合は、申込書類の追加資料提出を求めることが出来るものとする。

第5条(特性試験結果報告書)

1. 申請者が申込書類の一部として当社に提出する特性試験結果報告書の記載内容の真偽については、申請者が全ての責任を負うものとする。
2. 申請者が提出した特性試験結果報告書に関し、当社が証明を行うには不十分と判断した場合、当社は特性試験等に関する追加の書類、もしくは当該申込設備の提出を申請者に対して請求できることとする。

第6条(審査)

当社は申請者が申込書類を添えて提出を行った申込書を受理したときは、当社の業務規程に基づき、速やかに審査を行うものとする。

第7条(秘密保持)

1. 当社は申請者が提出する申込書類の内容及び申込に関連する情報等、業務上知り得た申請者特有の技術、財務、生産、営業等の内容について、その機密の保持を行う義務を負う。
2. 当社は、管轄官庁である総務省からの指導に基づき、申込書類の内容を開示する必要が生じた場合は、必要最小限の範囲内で申込書類の内容を総務省に開示することがある。
3. 申込書類の内容に関する秘密の保持期間は、申請者が本同意書に押印またはサインを行った日から1年間とする。 ただしこの期間を書面通知により延長することを当社は拒まないものとする。

第8条(責任制限)

1. 当社が証明を行った後、申請者が証明を受けた設備の回路や構成に変更や追加または削除を行い、当社が証明の事実と同一ではないと認める場合は、当社はその一切の責任を負わない。
2. 当社が証明を行った際に申請者に対して提示した条件を、申請者が証明を受けた設備に反映させなかったことにより起因する不具合に関しては、当社はその一切の責任を負わない。

第9条(管轄裁判所)

本同意書に関する訴訟については、東京地方裁判所をもって合意の管轄裁判所とする。

第10条(協議)

本同意書に定めのない事項及び本同意書の各条項に疑義が生じたときは、当社および申請者で協議し、信義誠実の原則に基づき円満に解決するものとする。

本同意書の締結を証して申請者が署名(記名) 押印した本同意書の原本を申込書に添えて提出するものとする。

平成　　年　　月　　日

申請者:

住所　:

氏名　:　　　　　　　　　　　㊞

電話番号:

別紙第５号

平成　年　月　日

工事設計認証申込書

株式会社イー･オータマ殿

申請者　郵　便　番　号
住 所（本 社）
法　人　名
役職、代表者名
担　当　部　署
責　任　者　名　　　　　　印

※[1] 私は下記の代理人を定めて、工事設計の認証に関する申込手続に係る権限を委任します。

申請代理人　郵　便　番　号
住　　　所
法　人　名
役　職、氏　名　　　　　　印

別添の工事設計書により電波法第三十八条の二十四の規定による工事設計の認証について、契約約款に従い申し込みます。

申込の区分		新規 □　　変更の工事 □
特定無線設備の種別		証明規則第2条第１項第　　号　　の無線設備
特定無線設備の型式又は名称		
特定無線設備の製造者名		
技術基準適合証明を希望する電波の型式、周波数及び空中線電力		
電気通信回線の接続		有 □　　無 □
特定無線設備の提出		有 □　　無 □
特性試験結果資料の提出		有 □　　無 □
証明ラベルの発行		有 □　　無 □
変更の工事の場合	工事設計書の変更*[2]	有 □　　無 □
	確認方法書の変更*[2]	有 □　　無 □
	認証番号*[2]	
	相違点*[2]	（別紙にて記載）

株式会社イー・オータマ

<table>
<tr><td colspan="2">申請者の ISO9000s 認定</td><td>有　□
無　□　所 在 地
製造工場名
製造工場の ISO9000s 認定　有 □　無 □</td></tr>
<tr><td>連絡先</td><td>郵便番号、住所
部署
氏名
電話
E-mail 又は FAX</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">備　考（同番発行の希望等）</td><td></td></tr>
</table>

注　※[1] ：委任を行う場合に委任者などを記載して下さい。委任がない場合は不要です。

　　※[2] ：申込区分が新規の場合は不要です。

株式会社イー・オータマ

工 事 設 計 書

<table>
<tr><td colspan="2">1 通　信　方　式</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">2
送信機</td><td>(1) 定 格 出 力</td><td></td><td colspan="2">(2)発射可能な電波の型式及び周波数の範囲</td><td></td></tr>
<tr><td>(3) 発　　振</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>(4) 変　　調</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">3 製 造 者 名 等</td><td>製 造 者 名</td><td colspan="2">型式又は名称</td><td>製 造 番 号</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">4 空　中　線</td><td colspan="2">(1) 型　式　及　び　構　成</td><td colspan="2">(2) 利　　得</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">5 附属装置等の種類及び型式又は名称</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">6 その他の工事設計</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">7 添　付　図　面</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">8 参　考　事　項</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

株式会社イー・オータマ

工　事　設　計　書　※赤字部分は記入例です。

<table>
<tr><td colspan="2">1 通　信　方　式</td><td colspan="3">※Bluetooth、無線 LAN、Zigbee 等の申請の場合は記入は不要です</td></tr>
<tr><td rowspan="4">2
送
信
機</td><td>(1) 定 格 出 力</td><td>「10mW」 、
「5～8mW」等</td><td>(2)発射可能な電波の型式
及び周波数の範囲</td><td>G1D
2402～2482MHz
（10MHz 間隔9波）</td></tr>
<tr><td>(3) 発　　振</td><td colspan="3">水晶発信
基準周波数　3.0MHz</td></tr>
<tr><td>(4) 変　　調</td><td colspan="3">情報変調:BPSK、拡散変調:QPSK、拡散変調速度:1.2288Mcps</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">3 製　造　者　名　等</td><td>製 造 者 名</td><td>型式又は名称</td><td>製 造 番 号</td></tr>
<tr><td>○○株式会社</td><td>A-1234</td><td>技適の場合は、記載が必要、</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">4 空　　中　　線</td><td colspan="2">(1) 型　式　及　び　構　成</td><td>(2) 利　　　得</td></tr>
<tr><td colspan="2">「半波長ダイポール」 等
（アンテナが複数ある場合は、別紙に記載とする）</td><td>「0dBi」 等
（左記に同じ）</td></tr>
<tr><td colspan="2">5 附属装置等の種類
及び型式又は名称</td><td colspan="3">混信防止機能</td></tr>
<tr><td colspan="2">6 その他の工事設計</td><td colspan="3">1 の欄から 5 の欄までの記載事項以外の工事設計については電波法第 3 章に規定する条件に合致しています。</td></tr>
<tr><td colspan="2">7 添　付　図　面</td><td colspan="3">無線設備系統図 （その他図面等があれば、記載）</td></tr>
<tr><td colspan="2">8 参　考　事　項</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

注 1　1の欄は、「単信方式」、「複信方式」のように記載すること。ただし、特定小電力無線局に使用するための無線設備であって、2,400MHz 以上 2,483.5MHz 以下、2,425MHz を超え 2,475MHz 以下、10.5GHz を超え 10.55GHz 以下、24.05GHz を超え 24.25GHz 以下、又は 76GHz を超え 77GHz 以下の周波数の電波を使用するものについては記載を要しない。

2　2 の(1)の欄は、電波の型式別に、無線設備系統図に示す出力端子における出力規格の値を記載すること。なお、空中線電力の許容値が 1MHz 当たりの帯域幅によって規定されている無線設備については 1MHz 当たりの帯域幅の空中線電力の値を、等価等方輻射電力の値によって規定されている無線設備については等価等方輻射電力の値を併記すること。この場合において、等価等方輻射電力の値を併記するものにあっては、4 の(2)の欄の記載は要しない。

（記載例） 0.001W/MHz

（記載例） 0.000025W(EIRP)

3　2 の(2)の欄は、「F1D280. 0000MHz、F3E281.0000MHz から 282.0000MHz まで（12.5kHz 間隔 81 波）」のように記載すること。

4　2 の(3)の欄は、発振の方式及び周波数を記載すること。

（記載例） 水晶発振　発射可能な周波数の 1/24

5　2 の(4)の欄は、2 の(2)の欄の電波の型式に対応する変調の方式並びに最高変調周波数及び最大周波数偏移等を記載すること。ただし、市民ラジオの無線局に使用するための無線設備の場合は、記載を要しない。

（記載例：2.4GHz 帯高度化小電力データ通信システム）

変調方式：直交位相変調

BPSK(1Mbps)

GPSK(2Mbps)

CCK(5.5Mbps/11Mbps)

拡散方式：直接拡散

変調信号の送信速度に等しい周波数：1MHz(BPSK、QPSK)

1.375MHz(CCK)

なお、ホッピング方式の場合は、ホッピング周波数滞留時間を記載すること。

6　3 の欄は、認証の場合は、型式又は名称及び製造番号の記載を要しない。

7　4 の(1)の欄は、偏波面及び素子数を、「単一型（V）λ/4」のように記載すること。この場合において、市民ラジオの無線局に使用するための無線設備の場合は、「ホイップ型　何 cm」と記載すること。

8　4 の(2)の欄は、Gis（絶対利得）で記載すること。ただし、市民ラジオの無線局に使用するための無線設備の場合は、記載を要しない。

なお、等価等方輻射電力により、主輻射の角度幅が規定されている無線設備にあっては、角度幅を記載すること。

9　5 の欄は、無線設備のうち、2 の欄から 4 の欄までに記載しない装置等を記載すること。

（記載例）

種類及び型式又は名称	方式・規格等
混信防止機能装置	設備規則第 9 条の 4 に規定する機能

10　6 の欄は、1 の欄から 5 の欄までの記載事項以外の工事設計について電波法第 3 章に規定する技術基準に適合している旨を記載すること。

11　7 の欄の添付図面の記載等は、次によること。

（1）無線設備系統図には、半導体又は集積回路の名称及び用途、各段の周波数（周波数の逓倍及び合成の方法を含む。）並びに電源の電圧を記載すること。

（記載例）

12　8 の欄は、次によること。

（1）対比照合審査を行うときにおいて無線設備を開閉することが困難である場合は、部品の配置を示す図面及び外観を示す図面又は写真を添付すること。

（2）試験用プログラム、コネクタその他の特性試験を行うために特に必要な物件がある場合は、その名称及び種類を記載すること。

(3) 2,400MHz 以上 2,483.5MHz以下の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局の無線設備であって、占有周波数帯幅が 26MHz を超え 38MHz 以下のものについては、キャリアセンスの有無を記載すること。

(4) 5,180MHz、5,190MHz、5,200MHz、5,220MHz、5,230MHz、5,240MHz、5,260MHz、5,270MHz、5,280MHz、5,300MHz、5,310MHz 又は 5,320MHz の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局の無線設備については、当該無線設備の送信は屋内においてのみ可能である旨の表示の有無を記載すること。

(5) 5,260MHz、5,270MHz、5,280MHz、5,300MHz、5,310MHz、5,320MHz、5,500MHz、5,510MHz、5,520MHz、5,540MHz、5,550MHz、5,560MHz、5,580MHz、5,590MHz、5,600MHz、5,620MHz、5,630MHz、5,640MHz、5,660MHz、5,670MHz、5,680MHz 又は 5,700MHz の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局の無線設備については、親局（他の無線局から制御されることなく送信を行い、一の通信系内の他の無線局が使用する電波の周波数の設定その他の当該他の無線局の制御を行う無線局をいう。以下同じ。）又は子局（親局に制御される無線局をいう。）の別及び一の通信系内における平均の空中線電力を3デシベル低下させる機能の有無を記載すること。

(6) その他参考となる事項を記載すること。

（記載例） 電気通信回線設備への接続の有無

別紙第８号

小電力データ通信システム申請書添付資料

<table>
<tr><td rowspan="2">1. 拡　散　方　法</td><td rowspan="2">D
S</td><td rowspan="2">FH

DS/FH 混合</td><td colspan="2">周波数分布　　均一　　不均一</td><td></td></tr>
<tr><td>補　正　係　数</td><td colspan="2">FH 停止時の拡散帯域幅

kHz</td></tr>
<tr><td>2．通常送信モード</td><td>連
続</td><td>バースト</td><td colspan="3">バースト波形の概要図</td></tr>
<tr><td rowspan="4">3. 強制送信モード

（試験モード）</td><td colspan="2">連続送信</td><td>可　不可</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">継続的バースト送信</td><td>可　　不可</td><td>オン／オフ比</td><td>バースト周期</td></tr>
<tr><td colspan="2">拡散停止　／無変調</td><td>可　　不可</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">拡散停止時の送信出力　　dBm</td><td>連　続</td><td>バースト</td></tr>
<tr><td>4. 強制受信モード</td><td colspan="5">連続受信モード　　可　　不可</td></tr>
<tr><td>5. 受験機器の制御</td><td colspan="5">手動　CPU　両方可</td></tr>
<tr><td rowspan="2">6. 拡　散　符　号</td><td colspan="3">符号系列　m　Gold　他(　　)</td><td colspan="2">拡散帯域幅　　　　MHz</td></tr>
<tr><td colspan="2">符号長　　　　bit</td><td colspan="3">符号速度　　　　kb/s</td></tr>
<tr><td>7. 符号化試験信号

（データ）</td><td>外
部</td><td>内
部</td><td colspan="3">符号系列　m　Gold　他(　　　)　符号長　　　bit</td></tr>
<tr><td rowspan="2">8. 電気通信回線

設備への接続</td><td rowspan="2">無</td><td rowspan="2">有</td><td colspan="3">キャリアセンス機能　　有　無

(　　　　dBm)</td></tr>
<tr><td colspan="3">相関信号センス機能　　有　無

(　　　　dBm)</td></tr>
<tr><td>9. そ　の　他</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>参　　　考</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

（日本工業規格A列４番）

別紙第 19 号

平成　　　年　　月　　日

証 明 ラ ベ ル 作 成 申 込 書

株式会社イー・オータマ殿

申請者名
申請者住所
氏 名　　　　　　　　　　　　　㊞

工事設計の認証の申込をした下記1 の特定無線設備について、 下記2のとおり証明ラベルの作成を申し込みます。

記

1　特定無線設備の内容

(1) 特定無線設備の種別

(2) 型式又は名称

申込時に申し込む場合は申込書、 認証後に申し込む場合は認証書の記載事項を記入してください。

(3) 認証番号※

(4) 認証の年月日※

※認証後に申し込む場合のみ、記入してください。

2 作成を申し込む証明ラベルの内訳

(1) 作成枚数

(2) 証明ラベルの様式

(3) 認証番号

3 担当者、証明ラベルの送付先、料金の請求先

会社名及び氏名

住所

申し込み担当者

連絡先電話番号

ラベルの送付先

別紙第 21 号

平成　　年　　月　　日

工事設計認証書再発行依頼書

株式会社イー･オータマ殿

申請者 住　所
会社名
氏　名　　　　　　　　㊞

下記のとおり、 特定無線設備の工事設計の認証書の再発行を依頼します。

記

1　特定無線設備の内容
　特定無線設備の種別
　電波の型式、周波数及び空中線電力
　型式又は名称
　認証番号
　認証の年月日

2　再発行を希望する理由

3　認証書発送先、および費用請求先
　会社名及び氏名
　担当者
　住所
　連絡先電話番号
　認証書送付先の住所

別紙第６号

工事設計の認証を受けた特定無線設備との相違点

変更の工事の種類（※）	相違内容				備考
	相違箇所	新	旧	電気的特性	

※変更の工事の部分もしくは内容を記載して下さい。